

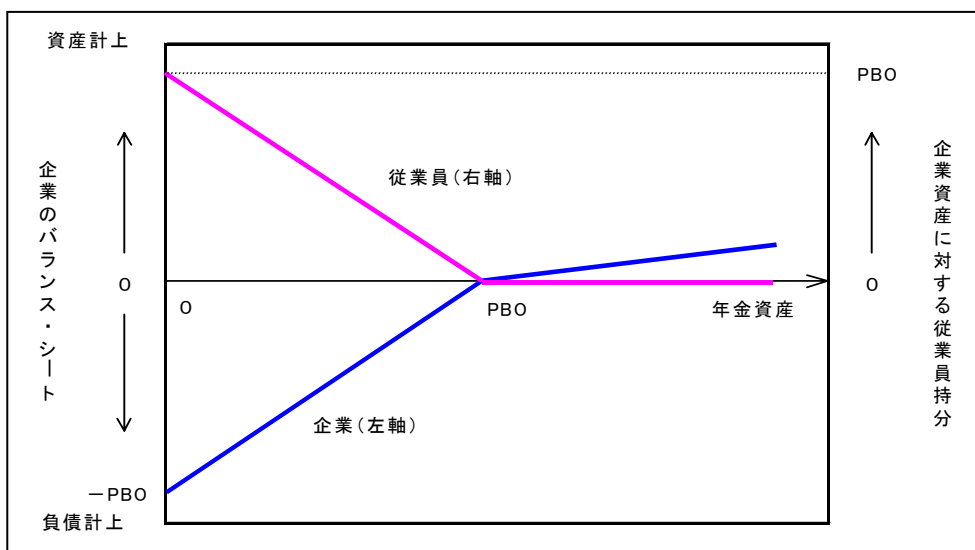
確定給付型年金のリスク負担者は誰か

退職給付に係る新会計基準では、原則として、退職給付債務（PBO）と年金資産の差額である未積立 PBO を、企業のバランス・シートに負債（退職給付引当金）として計上する。それは、企業資産に対する従業員の持分を意味するが、企業の倒産等に伴う確定給付型年金の給付削減の可能性を考えると、従業員も、かなりのリスクを負っていると言えるだろう。

新会計基準では、確定給付型の退職給付を、「従業員が勤務期間を通じた労働の提供に伴って発生する労働の対価」と捉えている。そのことを、従業員サイドから見ると、退職給付は、企業に対する労働債権の一種としての性格を有していると言える。

企業の外部に、一定の条件で積み立てられている年金資産は、従業員への退職給付支払のみに充当されることから、会計上の取扱いとしては、積立不足（年金資産 < PBO）の場合に限り、企業のバランス・シートに負債計上する。一方、積立超過の場合は、その超過分を企業が容易に取り戻せないために、資産計上には一定の制限が付いている。つまり、企業は、年金資産と PBO の大小関係によって、非対称的な会計上の取扱いが求められている（図 1）。

図 1 年金資産、PBO の大小による企業、従業員への影響（会計上）



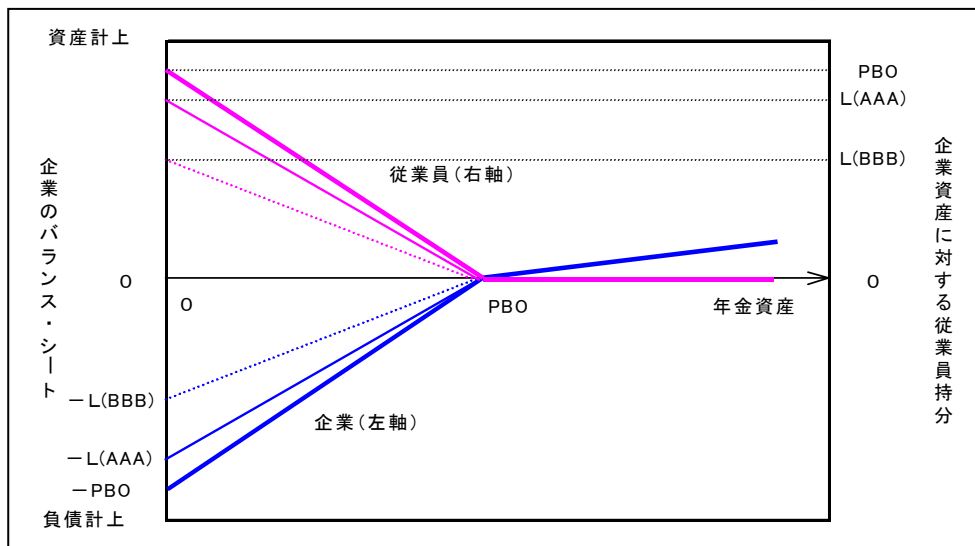
ところで、企業会計には、会計主体である企業が倒産せず永遠に存続する「継続企業（going concern）の公準」という暗黙の前提がある。そのため、未積立 PBO が正しく退職給付引当金として計上されているかどうか、会計上の重大な関心事であり、積立水準の高低に伴って発生する「企業から従業員へのリスク移転」については、会計的に明示されないのである。

そこで、PBO（割引率はリスク・フリー・レート）と、実質的な債務額（割引率は当該企業の格付けを反映）を用いて、積立水準の高低による影響を比較してみよう（図2）。なお、企業は、掛金を既保有資産から拠出し（負債調達しない）、積立水準の高低による、格付け変更がないものと仮定する。

格付けの低い(BBB)企業が積立水準を高くしても、格付けの高い(AAA)企業より、実質的な負債の減少額は小さい^(注)（直線の傾きが小さい）。極端な例を挙げれば、積立水準を0%（年金資産=0）から100%（年金資産=PBO）とするように、企業が保有資産からPBO相当の掛金を一気に拠出した場合、実質的な負債減少額は、格付けの低い企業ではL(BBB)、格付けの高い企業ではL(AAA)となるが、前者の方が小さい。

(注)負債調達によって掛金を拠出する場合は、格付けの低い企業ほど、実質的な負債の増加額が大きくなる。

図2 企業の信用リスクを考慮した場合の企業、従業員への影響（実質上）



企業が全く倒産しない（信用リスクがない）なら、退職給付は必ず支払われるため、積立水準の高低は問題でない。しかし、実際にはそうでないから、積立水準が低い（あるいは外部積立していない）場合には、企業資産に対する従業員持分（当該企業の信用リスクを反映していない部分）がバランス・シートに負債計上されていても、従業員は、当該企業の信用（給付削減）リスクを実質的に負担していることになる。しかも、格付けの低い企業ほど、掛金の拠出スケジュールを早めて積立水準を高めるインセンティブが働きにくいため、従業員のリスクはより一層高くなると思われる。

このように、新会計基準によって、企業がバランス・シートに退職給付引当金を計上するようになっても、確定給付型年金本来の機能が十分に発揮されない余地がある。したがって、企業倒産時にも最低限保証されるべき退職給付分を、常に積立強制しておくような、年金財政上の積立規制が別途必要だろう。わが国の適格退職年金や内部引当の退職一時金には、厚生年金基金で1997年度末から導入された最低積立基準のような積立規制がない。在職中の従業員への受給権付与の問題とセットで、早急に議論を詰めていく必要があるだろう。